

幼児の指導に求められるもの

久保山 茂樹

(言語機能障害教育研究室)

1. はじめに

今回の調査では幼児の指導について、指導の場の設置や幼児担当者の配置などに関する質問を新たに設定し、詳細に回答を求めた。調査結果からは、指導対象幼児の約3分の1が教育的サービスによる指導を受けていることや、指導の場の設置や幼児担当者の配置には地域ごとに多様な形態が存在することなどが明らかになった。本稿では、これらについて、地域における難言学級・教室の役割と、幼児担当者の役割について論じる中で検討し、幼児の指導の充実に向け提言したい。

2. 地域における難言学級・教室の役割

難聴や言語障害のある幼児への指導を行う機関としては、医療機関、保健機関（保健センターなど乳幼児健診やその後のフォロー事業を行う機関）、福祉機関（療育センターのような総合的な機関や、「母子通園施設」などと呼ばれる小規模通園施設などの機関）があげられる。現在、医療機関における難聴や口蓋裂等に対する医学的治療と初期のフォローや、市町村の保健機関における乳幼児健診とその後のフォロー事業（主に1歳半健診後のフォロー）までは、広く実施されている。問題となるのは、その後、すなわち3歳前後以降の幼児に、どの機関がかかわっていくかということである。筆者らの調査(久保山・小林 2000)では3歳前後に子育ての大変さが急増する。そうした年齢の幼児や保護者に対して教育機関である難言学級・教室はどのような役割を期待されることになるだろうか。地域における他機関の存在によって次の3種に分類を試みた。

①総合的な療育センターがある地域では、障害のある幼児のほとんどが療育センターを利用することとなり、難言学級・教室を利用する幼児はいないか、極めて少数であろう。

②総合的な療育センターはないが小規模通園施設があるという地域では、言語発達遅滞のある幼児はそこを利用することとなり、難言学級・教室は、それ以外の構音障害等の言語障害や難聴のある幼児に対しての役割が期待されることとなろう。

③療育機関が全く存在しない地域では、難言学級・教室は幼児の指導において大きな役割を期待されることとなろう。

現状では②③のような地域が大半である。さらに、難言学級・教室等教育機関が幼児の指導をしていない地域の子どもは①の地域まで出かけていくことを強いられていると思われる。今回の調査では指導対象幼児の3分の1にあたる1,326名が、幼児担当者のいない小学校で教育的サービスによって指導を受けていたが、こうした指導は、他に幼児の指導をする機関がない地域において、難言教育担当者の努力や管理職の独自の判断で行われているものと推察される。また、幼児担当者の職名が、「技師」等専門職名ではないものから「臨床言語士」等の専門職名まで非常に多様であったが、それは、②③のような地域において、幼児担当者の配置への強い願いから生み出された各地域の工夫によるものと考えられる。

以上のように、幼児の指導において難言学級・教室に求められている役割は、地域の他機関の存在やその業務内容によって大きく異なってくるのである。このことが、難言教育

における幼児の指導の実施形態を多様なものに行っていると考えられる。

3. 幼児担当者の役割

次に、実際に指導を行う幼児担当者の役割について以下に4点抽出し、特に幼児の指導に特徴的なことについて、記述内容をもとに述べる。

(1) 子どもへのかかわり

記述内容には、学齢前に障害状況を改善することを念頭に置きながら指導している場合と、学齢期まで一貫してかかわれることを想定して指導している場合とが見られた。前者は入学前に改善することで自信を持って入学できることなどを、後者は学齢期までを含めてゆったりとかかわれることなどを、それぞれ利点として記述していた。両者の違いは大きいように見えるが、どちらも子どもと早期に出会えたことを生かす視点を持ち、見通しを持ってかかわる点では共通である。こうしたことは、子どもや保護者の安心感や信頼感にもつながると思われる。

(2) 保護者への支援及び保護者との協働

幼児担当者は、障害の告知直後の保護者に会うことになる。このため、学齢期以上に保護者への支援を重視し、慎重な対応をすることが求められる。「保護者の気持ちを安定させることができる」や「(保護者が)子どもとのかかわり方を知ることができる」という記述からは、保護者を支援しつつ、協働しながら子どもとのかかわり方を探っていこうとする担当者の姿勢がうかがわれた。

(3) 幼稚園・保育園との連携

難言学級・教室を利用している子どものために連携が必要であるのはもちろんである。加えて、現行の幼稚園教育要領や保育所保育指針には、専門機関との連携が謳われており、地域の専門機関として難言学級・教室は期待されている。今回の調査でも幼稚園・保育園からの相談を受け入れている例が多数見られた。また、幼児担当者として幼稚園教諭や保育士が配置されている小学校が多いが、これは、連携を進める上で利点が多いと思われる。

(4) 福祉制度に関する情報提供

療育手帳や身体障害者手帳、特別児童扶養手当の受給、緊急一時保護や保育所の利用等、幼児期に重要な福祉制度があるが、これらについても幼児担当者は熟知しておく必要があろう。幼児担当者として児童福祉課等に所属する職員を教育機関である小学校に配置することが見られたが、こうした職員の配置は福祉制度を活用する上で利点が多いと思われる。

4. おわりに

本稿では、幼児の指導における難言学級・教室の地域での役割や担当者の役割について調査結果に基づき検討した。池田(2002)は、「保護者が願っていることは、身近にある幼稚園や保育園に通いながら、必要に応じて身近なところで相談ができたり、指導を受けたりできる仕組みである」と述べている。その「身近なところ」としての役割を難言学級・教室に期待している地域があると思われる。学級・教室の機能拡大は担当者の負担増とつながるが、調査で明らかになった多様な実施形態の中には、地域の新規事業として実現可能なものも含まれているかもしれない。この調査結果が、幼児の指導の試行や、それを「仕組み」、すなわちシステムとして継続していくための一助となれば幸いである。

<文献>久保山・小林(2000)：障害児の早期からの教育相談における保護者対応，特殊研紀要

池田寛(2002)：北海道における早期教育相談の歴史と通級による指導，科研費報告書